

【現行】池田市公益活動促進に関する条例		改正の視点（意義）	【新】池田市公益活動促進に関する条例	
目的 第1条	自主的かつ主体的な公益活動を促進するとともに、行政と 公益活動団体 との協働を推進する。	「公益活動団体」より広い範囲の「多様な主体」との協働を推進する。	目的	自主的かつ主体的な公益活動を促進するとともに、行政と 多様な主体 との協働を推進する。と変更する。
定義 第2条	<ul style="list-style-type: none"> 「公益活動」及び「公益活動団体」について定義。 「公益活動」とは、市民が行い、又は市民のために行われる自発的かつ自立的な活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「多様な主体」が行う公益活動を対象とする。 全庁的に総合的な協働推進を実施するため、協働を定義する。 また、各種中間支援組織との連携を強化するため、中間支援組織を定義する。 	定義	<ul style="list-style-type: none"> 公益活動の定義を「市民が行い、又は市民のために行われる」から「多様な主体が行う」に変更する。 「公益活動団体」の定義を削除し、「多様な主体」「協働」及び「中間支援組織」の定義を追加する。 多様な主体の定義は、地域団体・NPO・事業者・学校等の団体及び個人とする。
基本理念 第3条	<ul style="list-style-type: none"> 市の支援は公益活動の自主性、主体性を尊重するとともに、公平かつ公正で透明性の高いもの。 市と公益活動団体が、公益活動を協働して行うに当たっては、相互に尊重し、対等に協力し、協調する。 	幅広い団体の協働を推進するため、市と多様な主体の協働の理念について規定する。	基本理念	「公益活動団体」を「 多様な主体 」に変更する。
市の役割 第4条	<ul style="list-style-type: none"> 市は、基本理念に基づいて、公益活動の促進に関する施策の実施に努めるもの。 市は、国、大阪府、池田市社会福祉協議会等の関係機関と相互に連携して公益活動を促進するものとする。 	池田市社会福祉協議会だけでなく、市内にある多様な中間支援組織との連携を強化する。	市の役割	「池田市社会福祉協議会」を「 中間支援組織 」に変更する。
公益活動を行うものの役割 第5条	<ul style="list-style-type: none"> 社会的責任を自覚し、広く市民に理解されるよう努める。 市と協働する公益活動団体は、市民の福祉の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 公益活動を「多様な主体」が行うものとするため、各主体の役割を総合的に規定する。 また、協働においても「多様な主体」が実施するため、協働についての役割についても規定する。 	多様な主体の役割	公益活動及び協働を実施する「多様な主体」の役割を総合的に規定する。
市民の役割 第6条	公益活動に対して理解を深めるとともに、必要に応じて協力するよう努める。			
事業者の役割 第7条	自ら公益活動を行うとともに、公益活動に協力し、支援するよう努める。			
登録制度 第10～14条	登録制度に関して規定。 申請内容や登録事項の変更及び抹消、又登録団体の情報公開について規定。	<ul style="list-style-type: none"> 市の基準により登録された一部の団体を重点的に支援するのではなく、幅広い団体を支援する。 また、目的にある協働の推進が図れていないため、登録制度を廃止する。 		規定を削除。
協働事業提案制度 第15・16条	登録団体 は、市が現に実施している事業（今後実施し得る事業を含む。）のうち、市と協働することのできる事業について、市長に提案することができる。又その提案に係る市の措置として審査や予算措置を規定。	<ul style="list-style-type: none"> 協働事業提案を、より幅広い団体が簡易に提案できるようにする。 加えて、市からも協働可能な事業を提案し、市との協働を促進する。 また、協働した団体について、共同利用施設等の無料使用を認めることで、協働団体の増加を図る。 	協働事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 登録団体ではなく、「多様な主体」が提案できるよう規定。 提案書の審査をより簡易なハードルの低いものに変更する他、予算上の措置の文言を削除する。 市からの協働可能事業を提案する旨規定し、双方向から協働事業を提案できる制度とする。 協働実施団体は、公共施設の使用への配慮を行う旨の規定を設置。
池田市公益活動促進協議会 第17～20条	池田市公益活動促進協議会の組織や業務、運営について規定。業務は、中間支援業務として6項目が記載されている。	<ul style="list-style-type: none"> 公益活動促進協議会の設置規定について見直す。 また、中間支援業務の規定を（仮称）池田地域交流センターの事業とするため規定を削除する。 		規定を削除。 業務の6項目を新設される（仮称）池田地域交流センター設置条例の事業に含める。
池田市立公益活動促進センター 第21～33条	センターの設置規定。 又、指定管理や使用者の範囲も規定されている。 第33条の「他の公共施設の使用への配慮」が登録団体の共同利用施設等の無料使用の根拠となっている。	<ul style="list-style-type: none"> 当センターは、新設される（仮称）池田地域交流センターの一部となるため、規定を削除する。 第33条については、協働した団体の共同利用施設無料使用の根拠とする。 		規定を削除。 当センターの規定は、（仮称）池田地域交流センター設置条例に統合される。 又、第33条は、協働事業提案制度の項目に追加される。
助成 第40条	市は、基金及び基金の運用から生ずる収益を財源として、 登録団体の公益活動 に対して、助成をすることができる。	基準が狭い登録団体ではなく、より広範な「多様な主体」を対象とすることで、多様な主体により行われる公益活動を支援し、促進を図る。	助成	「登録団体の公益活動」を「 多様な主体の公益活動 」と変更する。
池田市立コミュニティセンター 条例 全17条	<ul style="list-style-type: none"> 池田市立コミュニティセンターの性格、設置及び管理について、規定。 第2条の（性格）では、下記のとおり規定される。 コミュニティセンターは、市民がうるおいのある社会づくりを進めるための施設として、次のような性格を持つものとする。 (1) 市民の連帯意識の高揚と良好な地域社会を形成するために役立てられる。 (2) 市民各層及び各種団体の交流並びに教養と文化の向上、福祉の増進に役立てられる。 (3) 施設の管理運営は、市民参加方式により行われる。 又、使用料についても規定。 	<ul style="list-style-type: none"> （仮称）池田地域交流センターは、池田会館とコミュニティセンターが合併し、そこに公益活動促進センター部分が追加される複合施設であるため、両方の条例が合わさった形の設置条例となる。 公益活動促進及び協働の推進という性格だけでなく、池田市立コミュニティセンター条例に規定される性格も一部合わさることとなる。 又、（仮称）池田地域交流センターは、使用料が発生するため、使用料についても規定する。 	（仮称）池田地域交流センター設置条例	<ul style="list-style-type: none"> 池田市公益活動促進に関する条例「第5章 池田市立公益活動促進センター」の規定及び池田市立コミュニティセンター条例の規定が、（仮称）池田地域交流センター設置条例に含まれる。 又、（仮称）池田地域交流センターの事業として、センターの使用の許可及び管理だけでなく、池田市公益活動促進協議会の業務6項目を追加する。